

○総務省告示第三百四十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十九年十月十九日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

対 出 給

対 出 給

第2 周波数割当表

[1～7 略]

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

周波数割当表

周波数割当表

[第1表 略]

[第1表 同左]

第2表 27.5 MHz z—10000 MHz z

第2表 27.5 MHz z—10000 MHz z

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	3400—3456 1157	固定 移動 (航空移動を除 く。) 固定衛星 (宇宙から 地球)	電気通信業務用 放送事業用 放送事業用での使用は、平成 34年11月30日までに限る。
[略]	[略]	電気通信業務用 公共業務用	[略]

[第3表 略]

[同 左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同 左]	3400—3456 1157	固定 移動 (航空移動を除 く。) 固定衛星 (宇宙から 地球)	電気通信業務用 放送事業用 放送事業用での使用は、平成 34年11月30日までに限る。
[同左]	[同左]	電気通信業務用 公共業務用	[同左]

[第3表 同左]

備考 表中の「」の記号は注記を参照。